

令和8年度「瀬戸の玄関口」から始まる香川ぐるっと周遊プロジェクト業務 仕様書

1 委託業務名

令和8年度「瀬戸の玄関口」から始まる香川ぐるっと周遊プロジェクト業務

2 業務の目的

県立アリーナが開館し、様々な大規模イベントの開催や周辺商業施設などにも多くの来場者が訪れ、サンポート高松周辺が非常にぎわっており、こうしたにぎわいを県内各地に波及させる必要がある。そこで、サンポート高松地区を発着点とした1名からでも参加可能な県内周遊ツアーを造成・販売するとともに、OTAと連携した効果的なプロモーションの実施などにより、本県での滞在時間の延長や、本県への誘客促進に取り組むものである。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月5日（金）まで

4 業務内容

（1）ガイド付きツアーの造成・販売

本県での周遊を促進するため、地域の実情をよく知る公益社団法人香川県観光協会（以下「協会」という。）が指定する専門家などと連携し、一人からでも催行可能なガイド付きツアーを造成・販売すること。

① 造成・販売数

県内の地域バランスに配慮しながら、計4ツア以上造成すること。高松駅周辺を発着点とした、東讃地域を周遊するルート、中・西讃地域を周遊するルートを各2ツア以上造成すること。

② 造成・販売期限

契約締結後から開始し、令和8年8月末を目途に完了すること。造成後は速やかに販売すること。

③ 販売経路

①で造成したツアについて、個人旅行者が利用しやすい販売経路を確保すること。なお、販売経路における特設WEBページの構築など当該販売に要する費用は委託料に含むこと。

また、次年度以降、拡大できるような販売経路（ホテル窓口での販売など）を提案すること。

④ ガイド育成

ツアの造成・販売に伴い、対応可能なガイドの育成に取り組むこと。ガイドについては、地域に在住または勤務する人材を対象に、ガイドとして必要な知識・スキル・接遇力等を習得させるとともに、育成したガイドの管理・運営を行うこと。

⑤ その他

1) 協会が指定する専門家などを派遣し、魅力向上に対するアドバイスを実施し、ツア内容の充実を図ること。

2) 造成したツアをモニタツアとして販売し、内容のプラッシュアップを図ること。

3) 将来的に、造成したツア以外に追加のサービスへの柔軟な対応ができるシステムの検討を行うこと。

(2) プロモーションの実施

(1) で造成を行ったツアーについては、OTAサイト上に特集ページを構築し、より多くの販売につながるよう効果的なプロモーションの提案を行うこと。

① 特集ページの構築

- 1) (1) で造成したツアーの販売や(3)宿泊料割引キャンペーンへ誘導できるような特集ページを構築すること。
- 2) 特集ページの構築・運営にかかる一切の費用の支払いを行うこと。
- 3) 本県以外の他地域のキャンペーンに埋没しないよう、特設WEBページへの遷移をより多く確保し、多くの利用者を本ページに誘導できるよう工夫すること。

② SNS広告等によるプロモーション

効果的なプロモーション（ターゲティング広告、メールマガジン、SNS広告など）を提案すること。

(3) 宿泊料割引キャンペーン業務

県外からの誘客や本県での滞在を促進するため、地域別の現状分析（宿泊施設の稼働状況、観光客数の推移、利用者属性など）の上、宿泊料の割引キャンペーンを実施する。

① 割引原資

割引キャンペーンの原資は10,000,000円を限度とする。

② 割引キャンペーン実施方法

以下の点に留意し、実施すること。なお、割引対象施設及び対象者については、契約後、協会と協議し、決定する。ただし、香川県在住者は対象としない。

<キャンペーン実施時期>

複数回に分けて実施すること。

<割引額>

契約後、協会と協議し、宿泊費等に応じた割引額を設定すること。

<具体的な割引方法>

- A)宿泊データを活用し、地域の実情に応じた効果的な誘客促進を行う仕組みとすること。
- B)他のクーポンとの併用は不可とし、その旨を利用者に周知すること。

(4) 来訪計測、計測データの整理・分析

(2)で実施するプロモーションの効果計測に加え、次の内容を計測し、来訪計測・計測データの整理・分析について提案を行うこと。

- ①宿泊地域ごとの予約者数及び金額（各市町又はエリア別、月別）
- ②宿泊地域ごとの宿泊予約者の性別、年齢層、居住地、形態（家族、カップル、グループ、子連れなど）等の実績
- ③(3)で実施するキャンペーンの効果計測

(5) 定期報告の実施

受託者は、指定された期間（毎月、四半期ごとなど）に事業の進捗について、定期的な報告を行うこと。また、プロモーション開始後のPV数を報告書にまとめること。

(6) 実施スケジュール

次に示す表を目安とし、本業務全体の作業計画表を作成すること。

なお、業務の実施にあたっては、定期的なミーティングにより、業務の進捗や課題、情報等の共有を行うこと。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1~3月
調査・ヒアリング		現地調査 事業者ヒアリング								
ツアー造成			ガイド付きツアー造成							
ガイドの育成				ガイド育成（修了したガイドから順次ツアー催行）						
販売 情報発信・プロモーション					販売経路の準備、販売 (準備ができたツアーから順次販売)					情報発信・プロモーション
宿泊料割引キャンペーん業務						宿泊料割引キャンペーん				
効果測定 データの収集 分析の実施									効果測定 データの収集 分析の実施	
定期報告				定期的なミーティングを実施						

(7) 成果物の提出

① 提出する成果品

- ・業務実績報告書
- ・プロモーション等で使用した写真やイラスト等

② 提出方法

- ・業務実績報告書：A4カラー3部及び電子データ（Word、Excel、PDFまたはPowerPoint形式）
- ・プロモーション等で使用した写真やイラスト等：画像データ

③ 提出期限

委託期間終了まで

(8) 成果物の著作権及び所有権

(7)の成果物に関する著作権（著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）及び所有権は、協会に帰属するものとする。

5 業務の適正な実施に関する事項

(1) 受託者は、原則として、この契約の履行について、業務の全部又は一部（主たる部分に限る。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受託者は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、契約金額、再委託の必要性、その他契約担当者が必要とする事項を記載した書

面を提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- (3) 契約担当者の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託する場合、受託者は、当該第三者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約により受託者が負担する義務と同等の義務を課すとともに、再委託先の義務の履行その他の行為について一切の責任を負うものとする。

6 その他

- (1) 受託者は、当協会から作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度速やかに当協会及び連携先と協議を行い、了解を得た上で、誠実に業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり、トラブルが生じた場合、受託者の責任において処理すること。
- (4) 業務の実施にあたり、著作権、肖像権等に関する権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うものとし、これに必要な一切の費用は委託料に含むものとする。
- (5) 本業務の実施にあたっては、本業務に係る収支状況を明らかにした帳簿書類等を整備し、本業務の完了日の属する当協会の会計年度の翌年度から5年間保存すること。
- (6) 本業務の実施により取得した個人情報は、厳重に管理すること。
- (7) 天災その他経済情勢の激変により、本事業の一部、または全部が中止となった場合、別途、変更契約を締結することで、当協会が適切と認める範囲内において準備に要した費用等の委託料を支払うものとする。